

非営利法人の消費税の計算

[有限会社シンシステムデザイン](#)

課税売上げが 10,000,000 円を超えると消費税の納税が必要になります。納税すべき消費税の計算は“本則計算”が基本であります。課税売上が 50,000,000 円未満の場合は税務署に所定の手続きを行うことにより“簡易計算”が選択できます。

らくらく会計では、“簡易計算”及び“本則計算”が出来るようにしていますので、有利な計算方法が選択できます。具体的な運用に当たっては税理士さんにご相談ください。

1 簡易計算での運用

簡易計算をするための設定

初期設定メニュー ⇒ 会計期首 簡易計算を選択します。

ライセンスキー登録 閉じる

会計期首
 職印 1
 例) 1999/04/01 職印 2
 職印 3
 職印 4
 職印 5

印刷時の表示選択
 和暦表示
 西暦表示

消費税計算の選択
 本則計算
 簡易計算 消費税計算の説明はここをダブルクリック
 しない

ユーザーパスワード(4桁の数値)

見るだけパスワード(5桁の数値)

現預金入力ボタン
 表示する 表示しない

初期設定メニュー ⇒ 勘定科目の設定 消費税の欄に、区分番号を設定します。

科目コード	科目名	FlgA	FlgB	FlgC	小科目	補助科目	FlgG	FlgH	消費税
51110	基本財産受取利息	0	2	1					0
51199	基本財産運用益計	3	2	1					
51200	特定資産運用益	9	2	1					
51210	退職資産受取利息	0	2	1					0
51220	事業推進積立資産受取利息	0	2	1					0
51299	特定資産運用益計	3	2	1					
51400	受取会費	9	2	1					
51410	文化館会員受取会費	0	2	1					3
51420	コンサート会員受取会費	0	2	1					3
51499	受取会費計	3	2	1					
51500	事業収益	9	2	1					
51510	福祉文化事業収益	0	2	1					4
51520	職業訓練事業収益	0	2	1					4
51530	入場券販売収益	0	2	1					4
51540	トレーニング参加費収益	0	2	1					4
51550	文化事業収益	0	2	1					4

【小科目の設定】
 ① 集計科目のFlgAを「1」にする。
 ② 小科目に「1」をつける。

【補助科目の設定】
 ① 補助科目に「1」をつける。
 ② 補助科目の設定ボタンを押す。

【消費税区分】
 空白 消費税対象外の科目
 0 非課税科目
 1 みなし仕入率90%
 2 みなし仕入率80%
 3 みなし仕入率70%
 4 みなし仕入率60%
 5 みなし仕入率50%

消費税の区分は次のような約束になります。ここで設定するのはおもな区分で実際の仕訳においてはこの区分は自由に変更が出来ます。

【消費税区分】	
空白	消費税対象外の科目
0	非課税科目
1	みなし仕入率90%
2	みなし仕入率80%
3	みなし仕入率70%
4	みなし仕入率60%
5	みなし仕入率50%

簡易計算は課税売上のみで計算しますので、消費税区分の設定は課税売上科目のみとなり、支出科目（仕入・経費）への設定は不要です。

仕訳の方法

仕訳を行うと、あらかじめ設定した消費税区分の番号が出ます。消費税区分を変更したい場合は、消費税区分の数値を変更してください。

金額は税込金額で仕訳を行ってください。

借方科目コード 補助科目コード	借方金額 消費税区分	貸方科目コード 補助科目コード	貸方金額 消費税区分
111020 現金	10,500	50170 事業収益	10,500
			3 仕入率70%

消費税計算の出力

メインメニュー ⇒ 消費税計算のボタンを押すと次の画面になります。

この画面で、集計期間と、出力帳票の選択を行って、“実行”ボタンを押します。

The screenshot shows a software window titled 'syohizei2'. It contains date selection fields for '自' (From) and '至' (To). The '自' field is set to 2007年4月1日, and the '至' field is set to 2008年3月31日. There are two buttons: '実行' (Execute) with a green checkmark and '閉じる' (Close) with a red X. Below the date fields is a '選択' (Select) section with two radio button options: '消費税集計一覧表' (Tax Summary Table) and '消費税取引明細書' (Tax Transaction Statement). The '消費税集計一覧表' option is selected and circled in red.

科目別の集計例

消費税計算に係わる売上科目の集計一覧表は次のようになります。

消費税計算書

平成19年04月01日から 平成20年03月31日まで		法人名 社団法人 ○○○ 会計単位 合計					
科目名	課税対象外	非課税	仕入率90%	仕入率80%	仕入率70%	仕入率60%	仕入率50%
51510 福祉文化事業収益						4,003,500	
51520 職業訓練事業収益						3,663,760	
51110 基本財産受取利息		57,683					
51410 文化館会員受取会費					730,000		
51550 文化事業収益						1,072,050	
51420 コンサート会員受取会費					674,800		
51530 入場券販売収益						3,068,050	
51540 トレーニング参加費収益						856,000	
合計(税込)			57,683		1,404,800	12,663,360	
合計(税抜)			54,936		1,337,905	12,060,343	
見込仕入額					401,371	4,824,137	
消費税					20,069	241,207	

消費税取引明細書

消費税に係わる取引明細書が出力できます。

消費税取引明細書

平成19年04月01日から 平成20年03月31日まで		法人名 社団法人 ○○○ 会計単位 一般会計		
日付	科目名	摘要名	課税区分	税込金額
08/03/31	51110 基本財産受取利息	基本財産利息 ローマ銀行	非課税	40,109
08/03/31	51110 基本財産受取利息	基本財産利息 エジプト銀行	非課税	17,574
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	ハンガル受講料	仕入率60%	36,000
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	体操&ウォーキング受講料	仕入率60%	4,000
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	ピンスァカセサリー受講料	仕入率60%	2,000
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	ヨガ受講料	仕入率60%	8,000
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	ストレッチクラス受講料	仕入率60%	3,000
07/04/02	51510 福祉文化事業収益	ふるさと歴史探訪受講料	仕入率60%	500

2 本則計算での運用

本則計算をするための設定

初期設定メニュー ⇒ 会計期首 本則計算を選択します。

初期設定メニュー ⇒ 勘定科目の設定 消費税の欄に、区分番号を設定します。

本則計算をするためには、取引を次のように区分する必要があります。

消費税に関係ない科目は何も入れないでください。

例えば、現金預金、人件費、借入金、預り金、未払金、公租公課、減価償却費など
また、人件費に係わる補助金収入など

0 = 非課税科目

授業料や受取利息など政策的に課税されないもの

1 = 課税科目

売上の場合 課税対象となる課税売上 (〇〇事業収入)

仕入の場合 課税対象となる課税仕入 (消耗品費など)

2 = 個別対応の科目

個別対応を選択した場合の課税売上や課税仕入

3 = 使途特定の特定収入科目

課税仕入として使途が制約されている収入 (助成金、補助金など)

4 = 使途不特定の特定収入科目

使途が特定されていない特定収入 (会費や補助金、助成金、寄付金など)

5 = その他の特定収入の科目

人件費や土地取得など課税支出に係わらない補助金、寄付金など。

消費税区分の設定例

仕訳をするときに区分の変更できますので、おもに属する区分を設定してください。

科目コード	科目名	FlgA	FlgB	FlgC	小科目	補助科目	FlgG	FlgH	消費税
51100	基本財産運用益	9	2	1					
51110	基本財産受取利息	0	2	1					0
51199	基本財産運用益計	3	2	1					
51200	特定資産運用益	9	2	1					
51210	退職資産受取利息	0	2	1					0
51220	事業推進積立資産受取利息	0	2	1					0
51299	特定資産運用益計	3	2	1					
51400	受取会費	9	2	1					
51410	文化館会員受取会費	0	2	1					1
51420	コンサート会員受取会費	0	2	1					1
51499	受取会費計	3	2	1					
51500	事業収益	9	2	1					
51510	福祉文化事業収益	0	2	1					1
51520	職業訓練事業収益	0	2	1					1
51530	入場券販売収益	0	2	1					1
51540	トレーニング参加費収益	0	2	1					1
51550	文化事業収益	0	2	1					1
51599	事業収益計	3	2	1					
51600	受取補助金等	9	2	1					
51610	カルタゴ市補助金	0	2	1					4
51620	訓練センター管理運営受託金	0	2	1					3
51630	文化館指定管理金	0	2	1					3
51640	受託訓練受託金	0	2	1					3
51650	受託訓練受託金（就職支援金）	0	2	1					3

【小科目の設定】
 ① 集計科目のFlgAを「1」にする。
 ② 小科目に「1」をつける。

【補助科目の設定】
 ① 補助科目に「1」をつける。
 ② 補助科目の設定ボタンを押す。

【消費税区分】
 空白 消費税対象外の科目
 0 非課税科目
 1 課税科目
 2 課税個別対応科目
 3 使途特定の特典収入
 4 使途不特定の特典収入
 注意
 3, 4は課税仕入に係る特典収入
 課税仕入に係らないものは空白

本則計算の消費税の区分は次のような約束になります。ここで設定するのはおもな区分で実際の仕訳においてはこの区分は自由に変更が出来ます。

区分	説明
空白	消費税対象外の科目
0	非課税科目
1	課税科目
2	課税個別対応科目
3	使途特定の特典収入
4	使途不特定の特典収入
注意	
3, 4は課税仕入に係る特典収入	
課税仕入に係らないものは空白	

課税支出に係わないその他の特典収入（5）の設定は通常は不要です。仕訳入力の際に必要に応じて、消費税区分を5に変更してください。

仕訳の方法

通常に仕訳を行うと、あらかじめ設定した消費税区分の番号が出ます。消費税区分を変更したい場合は、消費税区分の数値を変更してください。

金額は税込金額で仕訳を行ってください。

人件費の補助金など課税に係わらない場合は、消費税区分を5にしてください。

借方科目コード 補助科目コード	借方金額 消費税区分	貸方科目コード 補助科目コード	貸方金額 消費税区分
1 11020 現金	200,000	51810 カルタゴ市補助金	200,000
			4 使途不特定

消費税計算の出力

メインメニュー ⇒ 消費税計算のボタンを押すと次の画面になります。

この画面で、集計期間を設定して、“実行” ボタンを押します。

次のような画面になり、納付する消費税が計算されます。また、この計算の根拠となる集計資料は各タグに表示されます。

消費税計算

課税売上95%未満の場合の選択
 一括比例配分方式[A]
 個別対応方式[B]
(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) **12,064,000**

① 課税売上に係る税額 課税標準額*4/100 **482,560**
課税標準額*4/100
 ② 通常の控除仕入税額(一括比例) **436,915**
(5+6)/1.05*0.04 × [D]
 ③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) **378,430**
(3+2)/1.05*0.04 × [D]
 ④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) **8,282**
(2-3) × [Z]
 ⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ **50,203**

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て **432,300**
 ⑦ 地方消費税 ⑥*25% **108,000**
 ⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ **540,300**

収入科目の集計

収入科目の集計		支出科目の集計	消費税計算	仕訳明細一覧1	仕訳明細一覧2				
code	科目名	決済金額	0.非課税	1.課税	2.課税個別対応	3.特定(使途特定)	4.特定(不特定)		
▶5111C	基本財産受取利息	57,683	57,683						
5151C	福祉文化事業収益	4,003,500		4,003,500					
5152C	職業訓練事業収益	3,663,760		3,663,760					
5153C	入場券販売収益	5,000,000		5,000,000					
5161C	カルタゴ市補助金	2,000,000							2,000,000
5162C	訓練センター管理運営受託金	9,933,800					9,933,800		

仕入・経費科目の集計

収入科目の集計		支出科目の集計	消費税計算	仕訳明細一覧1	仕訳明細一覧2				
code	科目名	決済金額	0.非課税	1.課税	2.課税個別対応				
▶12330	車両運搬具	798,780			798,780				
12340	什器備品	292,992			292,992				
55051	受/会議費	12,880			12,880				
55052	受/報酬費	372,000			372,000				
55060	受/旅費交通費	122,890			122,890				
55070	受/通信運搬費	314,242			314,242				
55100	受/消耗品費	310,967			310,967				
55110	受/修繕費	262,164			262,164				
55120	受/印刷製本費	13,335			13,335				
55130	受/燃料費	82,625			82,625				
55150	受/賃借料	65,920			65,920				

消費税取引の明細書

収入科目の集計		支出科目の集計	消費税計算	仕訳明細一覧1	仕訳明細一覧2					
伝票番号	日付	code	科目名	決済金額	0.非課税	1.課税	2.課税個別対応	3.特定収入(使途特)	4.特定収入(不特定)	摘要
10003-01	07/04/02	51510	福祉文化事業収益	2,000		2,000				ヒースアセラー受
10004-01	07/04/02	51520	職業訓練事業収益	11,000		11,000				OA講座受講料 1
10005-01	07/04/02	51520	職業訓練事業収益	1,000		1,000				OA講座テキスト代
10006-01	07/04/02	51510	福祉文化事業収益	8,000		8,000				ヨガ受講料 清水
10007-01	07/04/02	51510	福祉文化事業収益	3,000		3,000				ステトウラス受講料
10008-01	07/04/02	51510	福祉文化事業収益	500		500				ふるさと歴史探訪
10009-01	07/04/03	51510	福祉文化事業収益	40,000		40,000				ヨガ受講料 宮本
10010-01	07/04/03	51510	福祉文化事業収益	1,000		1,000				ステトウラス受講料
10011-01	07/04/03	51510	福祉文化事業収益	500		500				ふるさと歴史探訪
10012-01	07/04/03	51520	職業訓練事業収益	2,000		2,000				OA講座テキスト代
10013-01	07/04/03	51520	職業訓練事業収益	24,000		24,000				OA講座受講料 1
10014-01	07/04/04	51520	職業訓練事業収益	2,000		2,000				OA講座テキスト代
10015-01	07/04/04	51520	職業訓練事業収益	22,000		22,000				OA講座受講料:
10016-01	07/04/04	51510	福祉文化事業収益	1,000		1,000				陶芸受講料 花岡

3 会計処理の途中から消費税計算を行いたい場合

初期設定メニュー ⇒ 会計期首 の画面で、簡易計算または本則計算の何れかを選択します。
勘定科目の設定画面で消費税区分を設定します。

伝票入力 ⇒ 補助作業 の画面に入り次の処理を実行します。

この処理を実行すると、今まで入力している仕訳に消費税区分が自動的に付きます。

簡易計算の場合	本則計算の場合
<p>8 消費税区分の一括設定</p> <p>自動設定する科目にチェック</p> <p>一括設定の実行</p> <p>選択 <input checked="" type="radio"/> 設定 <input type="radio"/> 解除</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 非課税<input checked="" type="checkbox"/> 仕入率90%<input checked="" type="checkbox"/> 仕入率80%<input checked="" type="checkbox"/> 仕入率70%<input checked="" type="checkbox"/> 仕入率60%<input checked="" type="checkbox"/> 仕入率50%	<p>8 消費税区分の一括設定</p> <p>自動設定する科目にチェック</p> <p>一括設定の実行</p> <p>選択 <input checked="" type="radio"/> 設定 <input type="radio"/> 解除</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 非課税<input checked="" type="checkbox"/> 課税<input checked="" type="checkbox"/> 個別対応<input checked="" type="checkbox"/> 用途特定<input checked="" type="checkbox"/> 用途不特定<input checked="" type="checkbox"/> その他

上記の処理を行った後で、必要に応じて個別に消費税区分を修正してください。

4 本則計算での実行例

本則計算は、仮受けた消費税から仮払した消費税を差し引いた金額が納付すべき消費税になります。しかし、多くの非営利法人の場合は、課税売上比率が低い場合や特定収入の割合が高いために仕入（経費支出）に係る消費税がすべて控除されるものではありません。

以下の説明は、齋藤力夫先生編著「非営利法人の消費税第6版」中央経済社の186ページから197ページまでの演習例題に対応する内容で行っています。ただし、同書の演習例では、金額単位が例えば、500 となっていますが、実際の消費税の最終計算の段階では、100 円未満は切り捨て処理になりますので、以下の仕訳例では、1000 倍した金額に変更して引用させて頂いています。なお、非営利法人の消費税計算については、同書の熟読をお願いします。

下記の仕訳例は、次のような科目で仕訳を行い、消費税区分で内容を分けています。

収入科目

- ・ 課税売上（収入）は、“事業収益”で行っています。
- ・ 非課税収入は、“受取利息”で行っていますが、一部は、“事業収益”で区分を0にしていますので、例えば学校法人の場合、非課税収入である“授業料収入”などに読み替えてください。
- ・ 特定収入は、“会費収入”、“補助金収入”の科目を使い、消費税区分で区分けをしています。

支出（仕入）科目

- ・ 消費税に関係しない科目は、すべて“給与手当”の科目としています。実際の仕訳において、例えば“減価償却費”、“〇〇引当金繰入”等の場合、消費税区分は空白にしてください。
- ・ 消費税に関係する科目は、すべて“消耗品費”の科目として、消費税区分で仕入内容を区分しています。例えば、1は通常の課税仕入、2は個別対応をする場合の課税仕入、5は個別対応方式の場合の非課税収入に対応する課税仕入となります。

1			50130 会費収入	700,000	4 使途不特定
2			50190 補助金収入	200,000	3 使途特定
3			50190 補助金収入	300,000	2 個別対応
4			50030 受取利息	1,000,000	0 非課税
5			50170 事業収益	6,300,000	1 課税
655020	事/給料手当	5,000,000			対象外
755120	事/消耗品費	1,050,000			非課税に対応する課税仕入
	5 その他				
855120	事/消耗品費	1,050,000			課税仕入
	1 課税				
955120	事/消耗品費	2,100,000			課税収入に対応する仕入のみ
	2 個別対応				
10			11020 現金	700,000	

【1】 課税売上割合 95%以上の場合

課税売上割合が高く、特定収入が多い場合の例です。

1			50190	補助金収入	1,800,000	課税仕入のみに使用
2			50300	受取寄付金	1,000,000	用途が特定されていない
3			50170	事業収益	100,000	非課税売上
4			50170	事業収益	3,150,000	課税売上
5	55020	事/給料手当	4,000,000			課税外仕入
6	655120	事/消耗品費	4,200,000			課税仕入
7			11020	現金	2,150,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 税抜(1b)

(1) 課税売上

課税仕入れに係わる特定収入

(2) 課税個別対応

(3) 使途特定収入

(4) 使途不特定収入

支出・仕入

(5) 課税仕入

(6) 課税個別対応

課税売上割合(X) = $\frac{\text{(1b)}}{\text{(0)+(1b)}} \times 100$

特定収入割合(Y) = $\frac{\text{(2)+(3)+(4)}}{\text{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)}} \times 100$

調整割合(Z) = $\frac{\text{(4)}}{\text{(0)+(1b)+(4)}} \times 100$

注
課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て)

① 課税売上に係る税額 $\text{課税標準額} \times 4/100$

② 通常の控除仕入税額(一括比例) $\frac{\text{(5+6)}}{1.05 \times 0.04} \times \text{X}$

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $\frac{\text{(3+2)}}{1.05 \times 0.04} \times \text{X}$

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) $\text{(2)-(3)} \times \text{Z}$

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て

⑦ 地方消費税 ⑥*25%

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦

【2】 課税売上割合 95%以上で一般特定収入のみの場合

1と同じ例ですが、用途が課税仕入に特定された特定収入が無い場合の例です。

1			50130	会費収入	3,000,000	用途不特定の特定収入
					4	用途不特定
2			50340	受取利息	300,000	非課税
					0	非課税
3			50170	事業収益	7,350,000	課税売上
					1	課税
456020	管/給料手当	6,000,000				対象外仕入
555120	事/消耗品費	4,200,000				課税仕入
					1	課税
6			11020	現金	-450,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 税抜(1b)
 (1) 課税売上

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応
 (3) 用途特定収入
 (4) 用途不特定収入

支出・仕入

(5) 課税仕入
 (6) 課税個別対応

課税売上割合(X) = $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{7,000,000}{7,300,000} \times 100 = 95.89041$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{10,300,000} \times 100 = 29.12621$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{10,300,000} \times 100 = 29.12621$

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A
 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て)

① 課税売上に係る税額 $\text{課税標準額} \times 4/100 = 280,000$

② 通常の控除仕入税額(一括比例) $\frac{(5+6)}{(5+6)} / 1.05 \times 0.04 \times DQ = 160,000$

③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $\frac{(3+2)}{(3+2)} / 1.05 \times 0.04 \times DQ = 0$

④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) $(2-3) \times Z = 46,601$

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ = 113,399

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て

⑦ 地方消費税 ⑥*25%

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦

【3】 課税売上割合 95%未満で一括比例方式の場合

非課税収入が 5%超、特定収入の割合が 5%以下である場合の例です。

1			50130	会費収入	400,000	4 使途不特定	使途不特定収入
2			50030	受取利息	5,000,000	0 非課税	非課税収入
3			50170	事業収益	4,200,000	1 課税	課税売上
455020	事/給料手当	5,000,000					課税対象外
555120	事/消耗品費	6,300,000					課税仕入
6			11020	現金	1,700,000		

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	5,000,000	税抜(1b)	
(1) 課税売上	4,200,000		4,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	0
(4) 使途不特定収入	400,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	6,300,000
(6) 課税個別対応	0

課税売上割合(X) = $\frac{(0)+(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{9,000,000}{4,000,000} \times 100 = 44.44444$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100 = 4.25532$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100 = 4.25532$

課税売上85%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て) = 4,000,000

① 課税売上に係る税額 課税標準額*4/100 = 160,000

② 通常の控除仕入税額(一括比例) $\frac{(5+6)}{1.05} \times 0.04 \times D1 = 106,666$

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $\frac{(3+2)}{1.05} \times 0.04 \times D1 = 0$

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) $(2-3) \times Z = 0$

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ = 106,666

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て = 53,300

⑦ 地方消費税 ⑥*25% = 13,300

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ = 66,600

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

【4】課税売上割合 95%未満で個別対応方式

3の例と同じであるが、個別対応方式の場合の例です。

1			50130	会費収入	400,000	4	用途不特定収入
2			50030	受取利息	5,000,000	0	非課税収入
3			50170	事業収益	4,200,000	1	課税売上
455020	事/給料手当	5,000,000					課税対象外
555120	事/消耗品費	1,890,000					非課税対応に対応する課税仕入
		5		その他			
655120	事/消耗品費	1,260,000					課税
		1		課税			
755120	事/消耗品費	3,150,000					個別課税
		2		個別対応			
8			11020	現金	1,700,000		

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	5,000,000	税振(1b)	
(1) 課税売上	4,200,000		4,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 用途特定収入	0
(4) 用途不特定収入	400,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	1,260,000
(6) 課税個別対応	3,150,000

課税売上割合(X) = $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100$
 $44.4444 = \frac{4,000,000}{9,000,000} \times 100$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100$
 $4.25532 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100$
 $4.25532 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100$

注)
 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A
 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て) **4,000,000**

① 課税売上に係る税額 税込課税収入*4/105 **160,000**

② 通常の控除仕入税額(個別対応)
 個別対応の部分 **141,333**
 課税割合での配分の部分 **120,000**
21,333

③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応)
 個別対応の部分 **0**
 課税割合での配分の部分 **0**

④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) **0**

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ **141,333**

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て **18,600**

⑦ 地方消費税 ⑥*25% **4,600**

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ **23,200**

【5】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合

1			50130 会費収入	2,000,000	4 用途不特定 0 非課税	用途不特定の特定収入
2			50030 受取利息	3,500,000	0 非課税	非課税
3			50170 事業収益	4,200,000	1 課税	課税売上
4	55020 事/給料手当	5,000,000				対象外
5	55120 事/消耗品費	6,300,000				課税仕入
6			11020 現金	1,600,000		

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	3,500,000	税抜(1b)
(1) 課税売上	4,200,000	4,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 用途特定収入	0
(4) 用途不特定収入	2,000,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	6,300,000
(6) 課税個別対応	0

課税売上割合(X) = $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{4,000,000}{7,500,000} \times 100 = 53.33333$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{2,000,000}{9,500,000} \times 100 = 21.05263$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{2,000,000}{9,500,000} \times 100 = 21.05263$

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A
- 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て) **4,000,000**

① 課税売上に係る税額 課税標準額*4/100 **160,000**

② 通常の控除仕入税額(一括比例) **127,999**

③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) **0**

④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) **26,947**

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ **101,052**

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て **58,900**

⑦ 地方消費税 ⑥*25% **14,700**

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ **73,600**

【6】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合

5と同じ条件であるが、課税仕入のみに用途が限定された特定収入がある場合

1			50130	会費収入	1,500,000	用途不特定の特定収入
					4	用途不特定
2			50190	補助金収入	1,000,000	課税仕入のみに使用する特定収入
					3	用途特定
3			50030	受取利息	3,500,000	非課税
					0	非課税
4			50170	事業収益	4,200,000	課税売上
					1	課税
5	55020	事/給料手当	5,000,000			対象外
6	655120	事/消耗品費	6,300,000			課税仕入
					1	課税
7			11020	現金	1,100,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 3,500,000 税抜(1b)

(1) 課税売上 4,200,000 4,000,000

課税仕入に係る特定収入

(2) 課税個別対応 0

(3) 用途特定収入 1,000,000

(4) 用途不特定収入 1,500,000

支出・仕入

(5) 課税仕入 6,300,000

(6) 課税個別対応 0

課税売上割合(X) = $\frac{(0)+(1b)}{(1b)} \times 100 = \frac{7,500,000}{4,000,000} \times 100 = 53.33333$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{2,500,000}{10,000,000} \times 100 = 25.00000$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{1,500,000}{9,000,000} \times 100 = 16.66667$

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) 4,000,000

① 課税売上に係る税額 課税標準額*4/100 160,000

② 通常の控除仕入税額(一括比例) $(5+6)/1.05 \times 0.04 \times [X]$ 127,999

③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $(3+2)/1.05 \times 0.04 \times [X]$ 20,317

④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) $(2-3) \times [Z]$ 17,946

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ 89,736

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て 70,200

⑦ 地方消費税 ⑥*25% 17,500

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ 87,700

注) 課税売上割合(X)...95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)...5%超か否かの計算です。右側①~⑤には直接使用しません。

【7】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合

6と同じ内容

1			50130	会費収入	1,300,000	使途不特定の特定収入
					4	使途不特定
2			50190	補助金収入	500,000	課税仕入のみに使用する特定収入
					3	使途特定
3			50030	受取利息	2,000,000	非課税
					0	非課税
4			50170	事業収益	5,250,000	課税売上
					1	課税
5	55020	事/給料手当		6,000,000		対象外
6	55120	事/消耗品費		4,200,000		課税仕入
					1	課税
7			11020	現金	1,150,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	2,000,000	税振(1b)	
(1) 課税売上	5,250,000		5,000,000

課税仕入に係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	500,000
(4) 使途不特定収入	1,300,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	4,200,000
(6) 課税個別対応	0

課税売上割合(X) = $\frac{(0)+(1b)}{(1b)}$ = $\frac{7,000,000}{5,000,000} \times 100$ = 71.42857

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)}$ = $\frac{1,800,000}{8,800,000} \times 100$ = 20.45455

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)}$ = $\frac{1,300,000}{8,300,000} \times 100$ = 15.66265

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A
- 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) = 5,000,000

① 課税売上に係る税額 $\frac{\text{課税標準額} \times 4}{100}$ = 200,000

② 通常の控除仕入税額(一括比例) $\frac{\text{課税標準額} \times 4}{100}$ = 114,285

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $\frac{(5+6)}{1.05 \times 0.04} \times [X]$ = 13,605

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) $\frac{(3+2)}{1.05 \times 0.04} \times [X]$ = 15,769

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ = 84,911

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て = 115,000

⑦ 地方消費税 ⑥*25% = 28,700

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ = 143,700

【8】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合

課税売上に対応した課税仕入に用途が限定された特定収入がある場合の例です。

1			50130	会費収入	700,000	用途不特定
					4	用途不特定
2			50190	補助金収入	200,000	用途特定
					3	用途特定
3			50190	補助金収入	300,000	課税収入に対応する課税仕入のみ
					2	個別対応
4			50030	受取利息	1,000,000	非課税
					0	非課税
5			50170	事業収益	6,300,000	課税売上
					1	課税
6	55020	事/給料手当	5,000,000			対象外
7	55120	事/消耗品費	1,050,000			非課税に対応する課税仕入
		5	その他			
8	55120	事/消耗品費	1,050,000			課税仕入
				1	課税	
9	55120	事/消耗品費	2,100,000			課税収入に対応する仕入のみ
				2	個別対応	
10			11020	現金	700,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	1,000,000	税抜(1b)
(1) 課税売上	6,300,000	6,000,000

課税仕入に係る特定収入

(2) 課税個別対応	300,000
(3) 用途特定収入	200,000
(4) 用途不特定収入	700,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	1,050,000
(6) 課税個別対応	2,100,000

課税売上割合(X)	(1b)	(0)+(1b)	
85.71429	6,000,000	7,000,000	$\times 100$
特定収入割合(Y)	(2)+(3)+(4)	(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)	
14.63415	1,200,000	8,200,000	$\times 100$
調整割合(Z)	(4)	(0)+(1b)+(4)	
9.09091	700,000	7,700,000	$\times 100$

注)
 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超が否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て)	6,000,000
① 課税売上に係る税額 税込課税収入*4/105	240,000
② 通常の控除仕入税額(個別対応)	114,285
個別対応の部分	80,000
課税割合での配分の部分	34,285
③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応)	17,958
個別対応の部分	11,428
課税割合での配分の部分	6,530
④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)	8,757
⑤ 控除仕入税額 ②-③-④	87,570
⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て	152,400
⑦ 地方消費税 ⑥*25%	38,100
⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦	190,500

【9】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合

非課税収入が 5%超、特定収入 5%超の場合

1			50130	会費収入	3,000,000	4 使途不特定	3,000,000	使途不特定の特定収入
2			50170	事業収益	5,000,000	0 非課税	5,000,000	非課税売上
3			50170	事業収益	6,300,000	1 課税	6,300,000	課税売上
456020	管/給料手当	7,000,000						課税対象外
555120	事/消耗品費	1,050,000						非課税に対する課税仕入
		5 その他						
655120	事/消耗品費	3,150,000						課税仕入
		1 課税						
755120	事/消耗品費	2,100,000						課税収入に対する課税仕入
		2 個別対応						
8			11020	現金			-1,000,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 税抜(1b)
 (1) 課税売上 6,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応
 (3) 使途特定収入
 (4) 使途不特定収入

支出・仕入

(5) 課税仕入
 (6) 課税個別対応

課税売上割合(X) = $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{6,000,000}{11,000,000} \times 100 = 54.54545$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{14,000,000} \times 100 = 21.42857$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{14,000,000} \times 100 = 21.42857$

(注)
 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て)

① 課税売上に係る税額 税込課税収入*4/105

② 通常の控除仕入税額(個別対応)

個別対応の部分

課税割合での配分の部分

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応)

個別対応の部分

課税割合での配分の部分

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て

⑦ 地方消費税 ⑥*25%

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦

【10】 課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分方式の場合

9の事例と同様の場合

1			50130	会費収入	3,000,000	使途不特定の特定収入
2			50170	事業収益	5,000,000	非課税売上
3			50170	事業収益	6,300,000	課税売上
4	56020	管/給料手当			7,000,000	課税対象外
5	55120	事/消耗品費			6,300,000	課税収入に対する課税仕入
6			11020	現金	-1,000,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 税抜(1b)

(1) 課税売上 6,000,000

課税仕入れに係わる特定収入

(2) 課税個別対応

(3) 使途特定収入

(4) 使途不特定収入

支出・仕入

(5) 課税仕入

(6) 課税個別対応

課税売上割合(X) $\frac{(0)+(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{5,000,000+6,300,000}{11,000,000} = 54.54545$

特定収入割合(Y) $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{0+0+3,000,000}{14,000,000} = 21.42857$

調整割合(Z) $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{14,000,000} = 21.42857$

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て)

① 課税売上に係る税額 $\frac{\text{課税標準額} \times 4}{100} = 240,000$

② 通常の控除仕入税額(一括比例) $\frac{(5+6)}{1.05 \times 0.04} \times DQ = 130,909$

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $\frac{(3+2)}{1.05 \times 0.04} \times DQ = 0$

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) $(2-Z) \times Z = 28,051$

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て

⑦ 地方消費税 ⑥*25%

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑧には直接使用しません。

【11】 課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合

非課税収入が 5%超、特定収入が 5%超の場合

1			50300	受取寄付金	1,800,000	使途不特定の特定収入
					4	使途不特定
2			50190	補助金収入	1,200,000	課税仕入のみに使用する特定収入
					3	使途特定
3			50170	事業収益	3,000,000	非課税売上
					0	非課税
4			50170	事業収益	4,200,000	課税売上
					1	課税
5	55020	事/給料手当	5,500,000			
6	655120	事/消耗品費	2,650,000			課税仕入
			1	課税		
7	755120	事/消耗品費	2,100,000			課税収入に対する課税仕入
			2	個別対応		
8			11020	現金	50,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	3,000,000	税抜(1b)
(1) 課税売上	4,200,000	4,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	1,200,000
(4) 使途不特定収入	1,800,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	2,650,000
(6) 課税個別対応	2,100,000

課税売上割合(X) = $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{4,000,000}{7,000,000} \times 100 = 57.14286$

特定収入割合(Y) = $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{10,000,000} \times 100 = 30.00000$

調整割合(Z) = $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{1,800,000}{8,800,000} \times 100 = 20.45455$

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て)	4,000,000
① 課税売上に係る税額 税込課税収入*4/105	160,000
② 通常の控除仕入税額(個別対応)	137,686
個別対応の部分	80,000
課税割合での配分の部分	57,686
③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応)	26,122
個別対応の部分	0
課税割合での配分の部分	26,122
④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)	22,819
⑤ 控除仕入税額 ②-③-④	88,745
⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て	71,200
⑦ 地方消費税 ⑥*25%	17,800
⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦	89,000